

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文  
 ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（平成三十一年法律第 号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案</p> <p>目次</p> <p>第一章 内閣府関係（第一条・第二条）</p> <p>第二章 総務省関係（第三条）</p> <p>第三章 文部科学省関係（第四条―第八条）</p> <p>第四章 厚生労働省関係（第九条）</p> <p>第五章 経済産業省関係（第十条）</p> <p>第六章 国土交通省関係（第十一条・第十二条）</p> <p>附則</p> <p>〔略〕</p> <p>第四章 厚生労働省関係</p> <p>〔削る〕</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案</p> <p>目次</p> <p>第一章 内閣府関係（第一条・第二条）</p> <p>第二章 総務省関係（第三条）</p> <p>第三章 文部科学省関係（第四条―第八条）</p> <p>第四章 厚生労働省関係（第九条・第十条）</p> <p>第五章 経済産業省関係（第十一条）</p> <p>第六章 国土交通省関係（第十二条・第十三条）</p> <p>附則</p> <p>〔同上〕</p> <p>第四章 厚生労働省関係</p> <p>（児童福祉法の一部改正）</p> <p>第九条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。</p>

(介護保険法の一部改正)

第九条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

〔略〕

第五章 経済産業省関係

(火薬類取締法の一部改正)

第十条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

〔略〕

第六章 国土交通省関係

(建設業法の一部改正)

第十一条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

〔略〕

(建築士法の一部改正)

第十二条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

〔略〕

第三十四条の八の二第二項中「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については」を削る。

(介護保険法の一部改正)

第十条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

〔同上〕

第五章 経済産業省関係

(火薬類取締法の一部改正)

第十一条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

〔同上〕

第六章 国土交通省関係

(建設業法の一部改正)

第十二条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

〔同上〕

(建築士法の一部改正)

第十三条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

〔同上〕

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定並びに附則第五条（別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三三号）の項の改正規定に限る。）及び

第七条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第十条の規定及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第二条、第四条及び第十一条の規定並びに附則第五条（第一号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成三十二年四月一日

四 第九条の規定及び次条の規定 平成三十三年四月一日

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）前に第九条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）の規定によりされた命令その他の行為（以下この項において「命令等の行為」という。）又は同号に掲げる規定の施行の際現に旧介護保険法の規定によりされている届出その他の行為（以下この項において「届出等の行為」という。）で、第四号施行日においてこれらの行

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定並びに附則第六条（別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三三号）の項の改正規定に限る。）及び

第八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第十一条の規定及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第二条、第四条、第九条及び第十二条の規定並びに附則第五条及び第六条（第一号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成三十二年四月一日

四 第十条の規定及び次条の規定 平成三十三年四月一日

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）前に第十条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）の規定によりされた命令その他の行為（以下この項において「命令等の行為」という。）又は同号に掲げる規定の施行の際現に旧介護保険法の規定によりされている届出その他の行為（以下この項において「届出等の行為」という。）で、第四号施行日においてこれらの行

為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、第四号施行日以後における第九条の規定による改正後の介護保険法（以下この条において「新介護保険法」という。）の適用については、新介護保険法の相当規定によりされた命令等の行為又は届出等の行為とみなす。

2 (略)

〔略〕

〔削る〕

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

〔略〕

(文化芸術基本法の一部改正)

為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、第四号施行日以後における第十条の規定による改正後の介護保険法（以下この条において「新介護保険法」という。）の適用については、新介護保険法の相当規定によりされた命令等の行為又は届出等の行為とみなす。

2 (略)

〔同上〕

(放課後児童健全育成事業に関する検討)

第五条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後三年を目途として、第九条の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

〔同上〕

(文化芸術基本法の一部改正)

第六條 文化芸術基本法（平成十三年法律第四百十八号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

（健康増進法の一部を改正する法律の一部改正）

第七條 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

第七條 文化芸術基本法（平成十三年法律第四百十八号）の一部を次のように改正する。

〔同上〕

（健康増進法の一部を改正する法律の一部改正）

第八條 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

〔同上〕